

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時6分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成28年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は19名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員19名であり定足数に達しておりますので、これより第12回総会を開会いたします。
議事録署名委員の指名	議長	議事録署名委員に竹内委員、江口委員の両委員を指名いたします。
日程第1 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から、内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内のアパートにて家族と生活しておりますが、子供が生まれ現在の住まいでは手狭となり、将来のことを考え、住宅を建築したいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	議長	説明が終了しました。これより番号1の現地確認の報告を関山委員にお願いいたします。
	関山委員	番号1について、25日に現地確認を行った。 申請の理由等については事務局説明のとおりである。 申請地は旗竿状になっており、幅員が3.5m、奥行きが26mとなっている。隣接地については6軒ほど家が新しくできている。近隣には病院、老人ホーム、歯医者があり、駅まではおよそ徒歩12分である。 申請地は、10ha以上の農地とは認められなかった。申請地は農地として利用されており違反等はない。 このようなことから、転用はやむを得ないと判断したが、皆様のご審議をお願いしたい。
	議長	報告が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第29号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について	議長	日程第2 議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第30号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の3・4ページ目をご覧ください 番号1 今回申請に係る案件につきましては、記載のとおりです。 この件につきまして、当初事業計画者が住宅を建築する予定でしたが、農地転用の許可直後に転勤となり、計画が実現できなくなったこと、承継者につきましては、居住地が土地収用され、当該地を住宅敷として使用したいと考えたことから、計画変更申請が提出されたものでございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第30号については、原案のとおり決定します。
日程第3 議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について	議長	日程第3 議案第31号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の説明を求めます。
		[農政課職員、事務局席へ移動]
	議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見についてを説明させていただきます。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく意見の提出について依頼がありましたので、審議を求めるものです。 それでは、議案第31号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を説明させていただきます。 配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会にお諮りするものです。 内容としては、農地の受け手が地域との調和要件を満たしているか等について、農業委員会から意見をいただくこととなっております。
	農政課	審議していただきたい内容といたしましては ・農地のすべてを効率的に利用しているか ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、農業執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ・受け手希望者への農用地貸付の適否となります。
	農政課	それでは、配付させていただきました別添資料の農用地利用配分計画案をご覧ください。 借受人、貸付地、存続期間等については、資料のとおりでございます。今回、借受人は2名います。 借受人は白岡市小久喜にある、アルファイノベーション（株）という法人になります。 借受人の農業経営状況につきましてですが、平成28年12月時点の耕作面積は農地中間管理機構を通じた土地の借り入れ等により704,407㎡となっております。こちらはすべてが畑でネギを栽培している状況です。役員の農業従事日数は150日で、農業従事者及び雇用労働力は、常時雇用者が4名、農機具等所有状況については、育苗用ハウス100㎡が1棟、集荷調整ハウス100㎡が1棟、資材置き場ハウス70㎡が1棟、トラクターが2台、出荷調整機が1台、トラックが3台等を所有しております。 農業経営状況等から判断して、市として借受者に貸借するのは、問題ないと考えております。農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	農政課	続きまして、借受人は、㈱CTIフロンティアという法人になります。 本社は、東京都中央区に所在し、事務所は久喜にあります。 借受人の農業経営状況につきましてですが、平成25年9月に久喜市内で事務所を設立しております。 CTIフロンティアが現在所有している農地面積約6haであり、内訳と致しましては、畑5ha、田1haとなります。 また、6haのうち約3haは農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。 今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣まで借入れを拡大していく予定となっております。こちらは、露地野菜を栽培しております。キャベツ、レタス、カボチャなど15種類以上の野菜を作っております。また、今後の目標と致しましては、露地野菜と水稻の複合経営を目標としております。 役員の農業従事日数は270日で、農業従事者及び雇用労働者は、常時勤務は5名、臨時雇用は15名、農機具等所有状況については、育苗用ハウス150㎡が2棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが1台、マルチャー2台、トラックが4台等を所有しております。
	農政課	今後のスケジュールについて説明します。 農業委員会から意見を頂戴した後に、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画案を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の告示・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	岩上委員	私は遠方でありよく知らないが、近くの農業委員は現状をよく見ているか。
	農政課	アルファイノベーションにつきましては、市でも現場を確認しており、ネギの栽培を着々と進めているところであり、今回も規模を拡大したいということで受け入れの申出があったものです。
	農政課	CTIフロンティアについては、久喜市を中心に借り入れをしている状況であり、主な作物としては露地野菜全般で、キャベツ、レタス、白菜、ニンジン、じゃがいも、スイートコーン、枝豆、カボチャ等15種類以上を栽培しているようです。現在所有している農地につきましては、久喜市内に6haの農地を借り受けているようである。今後も、農地中間管理機構に基づいた借受を拡大していき、今後も借受け農地は増えていくことで確認している。
	岩上委員	了解した。今後は案内図のようなものがあるとわかりやすい。ひとつ提案をさせていただく。よろしくお願いします。
	農政課	皆様がわかりやすい資料を作るよう、今後は検討していく。
	議長	他に質問は。
	議長	[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画案のとおり承認し、市へ回答することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第31号については、原案のとおり決定します。
		[農政課職員退出]
日程第4 議案第32号 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の定数について	議長	日程第4 議案第32号 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の定数について を議題といたします。事務局から内容説明をいただきます。
	事務局	議案第32号農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の定数について を説明いたします。 推進委員が担当する区域については、募集の案内を作成する前に、11月の議案で審議し、区域を定めたところですが、推進委員の定数条例について、12月議会で可決されたため、各区域の定数を追加し、改めてご審議いただくものでございます。 なお、議案の区域についての考え方は、先月ご報告いたしましたので省略させていただきます。
	議長	説明が終了しました。これからご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第32号については、原案のとおり決定します。
午前9時26分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第29号から第32号に係る全ての議事を終了いたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の規定 による転用届出に 対する専決事項 について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。 協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について 及び、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は4件でございます。 番号1につきましては、共同住宅のための転用です。 番号2につきましては、貸付住宅のための転用です。 番号3につきましては、分譲住宅のための転用です。 番号4につきましては、住宅敷拡張のための転用です。
農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回、報告は13件でございます。 番号1、2、3、4につきましては、共有物分割のための転用です。 番号5、6、11につきましては、住宅・通路・ゴミ置場のための転用です。 番号7、8、10につきましては、住宅のための転用です。 番号9、12、13につきましては、住宅敷拡張のための転用です。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		質疑等なしという声あり
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地法第18条第6 項の規定による通 知について	議長	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。 平成28年11月30日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項4 農地法第4条の規定による受理の取消について	議長	協議報告事項4、農地法第4条の規定による受理の取消について 事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項4 農地法第4条の規定による受理の取消について でございますが、今回報告は1件でございます。 番号1については、平成28年12月7日に取消願が提出されたものです。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
協議報告事項5 その他 について	議長	質疑もないようですので、協議報告事項5 その他に移ります。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	○農地転用等許可後の現地確認について ・H27年1月～12月までの議案とした3条、4条、5条の案件について、目的通りの利用がされているかの確認をお願いしたい。別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてあるので現地を確認いただき、工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や隣の余白部分に記入して1月総会時に提出してください。
	鈴木委員	○農業祭の結果について ・農業祭の売上について、151,900円でした。御協力ありがとうございました。
	事務局	○農地世話人活動記録の提出について ・12月末までの分を1月総会時に提出することになっている。活動期間が残り約1カ月となったので、声をかけさせていただきます。 ・農業委員さんには必ず動いていただくことになっています。貸借が成立しない場合もあると思うが、貸し借りを勧める話はしていただくことになっているので、原則、全員御提出いただきたい。
	事務局	○内部研修について ・総会終了後、「改正農業委員会法」の研修がある。 昨年度も同研修を実施したが、いよいよ来年2月から農委の募集が始まった、農地最適化推進員の募集も若干時期をずらして続けて募集する。 時期が近付き現実的になってきた段階で、推薦や応募の仕方や、委員の役割内容等についての研修を行いたいと思う。
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 1 / 8 の週は大高委員グループ、1 / 1 5 の週は荒井委員のグループ、1 / 2 2 の週は大久保委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○農地対策委員会について 1 月 1 6 日（月） 午後 3 時 特別会議室 1
	事務局	○来月総会 ・ 1 月 2 4 日（火）午前 9 時 ・ 議事録署名委員の竹内委員、江口委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 ・ 新年会がある。役所をバスが午後 5 : 3 0 出発。
	議長	説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	岩上委員	都市計画道路の白岡宮代線が着工になった。来月の総会后に農業委員へ現地を確認させてもらうように、お願いをしたい。
	局長	道路課が担当となっていて、今年にある程度の工事が終わり、来年に水路のところに塩ビパイプを入れるということで、1 月 2 4 日の農業委員会総会のころにはおおむね工事は終わっているのではないかと話を聞いている。総会が終わってから現場に行ってみていただくというかたちになるかと思います。道路課にも予定を話して、説明を受けられるようにしたい。
	事務局	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
午前9時45分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。